

要保存

風水害等に対する児童の登下校について

登校前

I **朝6時**の段階で横浜市内「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」「**特別警報**」「**降灰予報**」が発令された場合



(自動的に) **横浜市立学校一斉に臨時休校**

- ⑨後刻、「警報」が解除された場合も、当日は「臨時休校」なので、登校を中止してください。
- ⑨学校や校外委員会から、「臨時休校」の緊急連絡は行いません。このような状況に際しては、家庭でテレビ、ラジオ、インターネット等により情報を正確に把握するようにお願いします。
- ⑨当日は、市内一斉に給食中止となります。

※朝6時の段階での発令をもとに判断してください。

II 「**暴風・大雪・暴風雪・特別警報・降灰予報**」はないが、強風、大雨、大雪等で登校が危険とご家庭が判断した場合。



登校を見合わせ、学校へ連絡してください。(登校班の単位で、連絡をくだって結構です。) また、遅れて登校する場合には保護者が必ず教室までお連れください。

※ご家庭の判断で欠席する場合は、出席停止扱いとなり欠席日数には入りません。

西本郷小学校 TEL892-2559

校長の判断で、「休校・登校下刻(始業時刻)の繰り下げ」を決定することもあります。その場合は、緊急下校時の連絡系統により、家庭へ連絡します。

⑨給食は、状況により実施または中止を決定します。

登校後

Ⅲ 登校後、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰予報」が発表。
その他悪天候



諸状況により、校長の判断で、**緊急下校** などの適切な措置をとります。

⑨緊急下校の場合、緊急下校時の連絡系統により、家庭へ連絡します。

⑨詳細は、別紙配布の「非常・災害等の緊急下校について」をご確認ください。

※ **目的地が遠方**（遠足・修学旅行・体験学習など）の行事の実施にあたり、
目的地に「暴風警報」や「大雪警報」が発令されていない場合

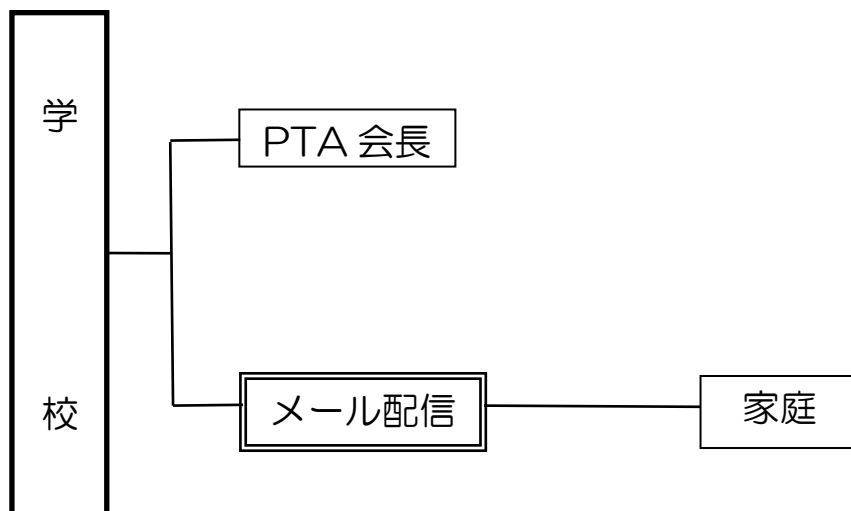
特別な措置を講ずれば安全な場合などは、校長の判断で実施することもあります。

⑨「特別な措置」とは、出発時刻の繰り下げなどです。

⑨延期・中止あるいは実施の際の詳細は、該当学年のみの緊急連絡系統（メール配信、緊急連絡網等）により、家庭へ連絡します。

非常・災害等の緊急下校について

I 緊急下校の連絡系統



この連絡系統は、非常・災害時の緊急連絡および学校行事（運動会の実施可否の連絡や学年行事等）に活用されます。

II 緊急下校の形態

(1) 学年別下校・・・内容については下記参照

(2) 保護者引き取り下校（詳細は、「安全確保に関するガイドライン」を参照ください。）

※学童に通う児童について

- ・ルーテル学童と5時あとキッズは、ルーテル保育園・5時あとキッズに移動後、保護者引き取りとします。
- ・栄および本郷台かぜの子学童は、保護者引き取りとします。

Ⅲ 緊急下校が行われる場合とその対応

《1》「地震関連情報」が発信された場合

・保護者は、家庭で待機してください。学校は、Ⅰの「緊急下校時の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。

※この場合、原則として **保護者引き取り下校** を行います。ただし、状況等により校長の判断で変更することもあります。

《2》風水害（台風等による）の生ずる恐れのある場合

テレビ、ラジオ、広報車、サイレンなどで、風水害の生じるような情報を得たとき

①現時点では、兆候はほとんどみられないが、今後大きな被害が予想される場合

・校長の判断で授業をとりやめ、Ⅰの「緊急下校の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。

・連絡完了後、ただちに児童を **学年別下校** にて下校させます。

②既に、兆候（大雨、強風等）がみられ、児童を通常通りに下校させるのは危険と判断される場合

・校長の判断で授業をとりやめ、Ⅰの「緊急下校の連絡系統」により、緊急下校を家庭へ連絡します。

・連絡完了後、ただちに**保護者引き取り または 学年別下校** にて下校させます。

《3》横浜市教育委員会より、緊急下校の指示が発せられた場合

上記《1》《2》以外で、緊急下校を必要とする事態が生じた場合は、

・授業をとりやめ、Ⅰの「緊急下校時の連絡系統」により、家庭へ連絡します。

・連絡完了後、ただちに児童を下校させます。

※この場合の下校形態は、状況等により判断しますので、ご承知おきください。